



2026年1月14日

各 位

会社名 いちご株式会社
代表者 代表執行役会長 スコット キヤロン
(コード番号 2337 東証プライム)
問合せ先 常務執行役財務本部長 坂松 孝紀
(電話番号 03-4485-5221)
www.ichigo.gr.jp

自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠拡大・取得期間延長） および自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2025年11月6日付取締役会決議において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決定いたしましたが、これに加え、本日開催の取締役会において、自己株式の取得枠拡大および取得期間延長を決定いたしました。併せて、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社株式の市場価格および当社財務状況を総合的に勘案したうえで、機動的な自己株式取得を実施することにより、さらなる株主利益の向上を図るものです。

2. 取得に係る事項の変更内容（変更箇所は下線を付しております。）

	変更前（2025年11月6日付決議）	変更後（2026年1月14日付決議）
取得する株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得する株式の総数	15,200,000 株（上限とする） (2025年10月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 3.68%)	<u>29,400,000</u> 株（上限とする） (2025年10月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 <u>7.11%</u>)
株式の取得価額の総額	5,000,000,000 円（上限とする）	<u>10,000,000,000</u> 円（上限とする）
取得期間	2025年11月7日～2026年5月31日	2025年11月7日～2026年 <u>10月31日</u>
取得方法	証券会社による取引一任方式	証券会社による取引一任方式

3. 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
(2) 消却する株式の総数：30,000,000 株

※ 2025年12月31日時点の発行済株式総数に対する割合 6.73%

- (3) 消却予定日：2026年1月30日

- (4) 消却後の当社発行済株式総数：415,784,312 株

※ 2025年12月31日時点の発行済株式総数から消却予定の自己株式30,000,000株を控除

ご参考：当期における自己株式取得状況（2025年12月31日時点）

- (1) 取得した株式の総数 : 18,775,600 株
- (2) 取得価額の総額 : 7,431,920,300 円

(内訳)

① 2025年2月25日決議に基づき取得した自己株式（取得期間 2025年3月3日～8月18日）

- (1) 取得した株式の総数 : 12,807,300 株
- (2) 取得価額の総額 : 4,999,966,500 円

② 2025年11月6日決議に基づき 2025年12月31日までに取得した自己株式

- (1) 取得した株式の総数 : 5,968,300 株
- (2) 取得価額の総額 : 2,431,953,800 円

以上